みやこのじょうすくすくＰａｙアプリ利用規約  
  
　この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、都城市（以下、「市」といいます。）が交付するクーポンを「みやこのじょうすくすくPayアプリ」と称するアプリにてご利用いただくための取扱いについて定めるものです。  
　みやこのじょうすくすくPayアプリとは、region PAY（以下、「親アプリ」といいます。）を活用し、本規約で定める有効期限内に参加店舗（第１条第４項に定義しています。）でのみ使えるミニアプリです。みやこのじょうすくすくPayアプリを用いたサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用者には、「region PAY」利用規約（以下、「親アプリ規約」といいます。）および本規約に従って本サービスをご利用いただきます。  
  
第１条（定義）  
　本規約における用語の定義は、次のとおりとします。なお、本条で定めがなく、親アプリ規約に定めのある用語については、親アプリ規約に定められている通りとします。  
　１　「登録希望者」とは、本サービスの利用を希望する者をいいます。  
　２　「アプリ利用者」とは、みやこのじょうすくすくPay事業実施要綱（以下、「実施要綱」といいます。）第２条第２項第５号に定める利用者かつ、本規約に同意の上、本サービスの登録申込を行い、利用登録をされた方をいいます。  
　３　「参加店舗」とは、参加店舗の申込みを行った特定事業者が特定取引を行う場所として、市に登録した都城市内の店舗をいいます。  
　４　「すくすくPay」とは、出産・子育て応援事業（以下、「本事業」といいます。）の目的を達成するために、市が交付するものであって、実施要綱および親アプリ規約が定める条件に従った上で商品購入やサービス提供の代価の弁済のために使用することができる電子クーポンをいいます。

５　「クーポン用紙」とは、みやこのじょうすくすくPayアプリにすくすくPayをチャージするため、または参加店舗で読み取ることによりすくすくPayを使用するための二次元コードおよびチャージコードが記載されている用紙をいいます。  
　６　「利用者情報」とは、アプリ利用者を特定するために本サービスに登録されている識別情報で、性別・生年月・郵便番号から構成される情報をいいます。  
  
第２条（登録手続き）  
　１　登録希望者は、本規約に同意の上、市所定の利用登録手続きを全て行うことによって、本サービスの利用登録が完了するものとします。  
  
第３条（利用可能な範囲および有効期限、利用上の注意等）  
１　すくすくPayは、参加店舗においてのみ利用することができます。

２　すくすくPayの利用期間は、市がクーポン用紙を交付した日から24週までの間とし、利用期間を経過したすくすくPayは無効とします。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでありません。 なお、市は失効したすくすくPayに関して、ユーザに損害が生じた場合でも、一切損害賠償・補償・補填その他の責任を負わないものとします。

３　すくすくPayは、交換、転売その他の現金化及び譲渡を行うこと、これを担保に供すること、質入れを行うこと並びに架空取引、詐欺その他の犯罪に結びつく行為に利用することはできません。

４　すくすくPayは、次の各号に掲げる物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるために利用することはできません。

(１)　現金との換金又は金融機関への預入れ

(２)　土地若しくは家屋の購入又は家賃、地代、駐車料等の不動産に係る支払

(３)　ビール券、図書券、文具券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、テレフォンカード、コンサートチケット、航空券、各種商品券、各種回数券その他の換金性の高いものの購入

(４)　ＩＣカード等のいわゆる電子マネーへの入金

(５)　株式、先物、宝くじ等の金融商品の購入

(６)　酒、たばこ等の未成年者の購入が法令により禁止されているものの購入

(７)　次に掲げる加盟店舗の収入にならないものに対する支払

ア　振込用紙での支払

イ　インターネット、通信販売等での買物に対する支払

(８)　ボートレース、パチンコ等の遊興娯楽費の支払

(９)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する風俗営業において提供される役務に対する支払

(10)　事業活動に伴い使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の支払

(11)　国又は地方公共団体への支払及び公共料金等の支払

(12)　生命保険料、損害保険料等の保険料の支払

(13)　前各号に掲げるもののほか、市が指定するもの

５　同一利用者において、複数回のクーポン取得がある場合、有効期間が先に満了するものから順にクーポンを減算します。

６　みやこのじょうすくすくPayアプリにすくすくPayをチャージした場合、クーポン用紙へチャージ金額を戻すことはできません。また、クーポンの二次元コードを参加店舗に提示し、参加店舗の端末で読み取り決済した場合でも、残額があるものについてはみやこのじょうすくすくPayアプリにチャージすることは可能です。

７　みやこのじょうすくすくPayアプリへのすくすくPayのチャージは、すくすくPayの残額の全額でしか行えず、一部金額のみチャージを行うことはできません。  
  
第４条（免責及びregion PAY利用規約との関係）

１　すくすくPayの利用に際して、特定事業者と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、市は、一切責任を負いません。

２　すくすくPayの盗難、紛失若しくは滅失又は偽造、変造、模造等に対して、市は、一切責任を負いません。

３　クーポン用紙、すくすくPayをチャージした電子端末、通信状況、その他本サービスを利用するために必要な物及びデータに関する盗難・紛失・滅失等によるトラブルに関して、市は、一切責任を負いません。

４　利用者は、region PAYを退会した場合やregion PAYに関する利用契約が終了した場合、本サービスの利用を受けることができません。

個人情報に関する同意  
  
１　事務局は、アプリ利用者から個人情報を取得した場合、個人情報保護法、都城市個人情報保護条例等の関連法令に従って、厳重に管理します。  
２　アプリ利用者は、事務局が以下の目的を達成するために必要な範囲で、個人情報を取り扱うことに同意します。  
（１）本事業の運営および本サービスを提供するため  
（２）不正取引等の検知、予防および不正取引等が行われた場合の処理を実施するため  
（３）本事業および本サービスに関する通知、案内等を行うため  
（４）アプリ利用者からの問い合わせ等に対して適切に対応するため  
（５）その他本事業の運営に必要な事項に対応するため  
３　アプリ利用者は、事務局が、本事業の委託先に対して、本事業の運営および本サービス遂行のためにアプリ利用者の個人情報を提供することに同意します。  
  
本規約は、令和６年４月１日から施行します。